

議 会 運 営 委 員 会

令和5年12月6日(水)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕坂田総務部長、猪狩総務課長、小林財政課長、勝手総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、久保田書記

議 題

1 令和5年12月浜田市議会定例会議について

(1) 令和5年12月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2

(2) その他

2 陳情審査

資料2

(1) 陳情第106号 浜田市議員政務活動費増額の陳情について

(2) 陳情第121号 陳情への添付資料を傍聴者、HPで公開されないようになった。ぜひ元に戻して市民に分かるようにしてほしいという陳情について

(3) 陳情第122号 陳情の提出に関する陳情について

3 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について

資料3

4 その他

(1) 令和6年度の新聞の定期購読について

(2) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について

資料4

(3) 今後の陳情の審査方法等について

(4) その他

令和 5 年 12 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（10 件）

〔条例関係 4 件、補正予算 6 件〕

- 議案第 82 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 83 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86 号 令和 5 年度浜田市一般会計補正予算(第 7 号)
- 議案第 87 号 令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 88 号 令和 5 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 89 号 令和 5 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 90 号 令和 5 年度浜田市水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 91 号 令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)

報告（1 件）

- 報告第 23 号 専決処分の報告について(事故の損害賠償の額の決定)

令和5年12月浜田市議会定例会議 追加付託先等一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 3件、福祉環境委員会 1件、予算決算委員会 6件

市長提出議案等（議案10件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第82号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第83号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第84号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第85号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第86号	令和5年度浜田市一般会計補正予算(第7号)	予算決算委員会
議案第87号	令和5年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃
議案第88号	令和5年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	〃
議案第89号	令和5年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃
議案第90号	令和5年度浜田市水道事業会計補正予算(第2号)	〃
議案第91号	令和5年度浜田市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	〃

市長報告事件（1件）

報告等番号	件名
報告第23号	専決処分の報告について(事故の損害賠償の額の決定)

陳情番号	106
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

令和5年10月22日

浜田市議会議長 様

住所 浜田市長沢町

氏名 遠藤祐之

浜田市議員政務活動費増額 の陳情について

【陳情の趣旨】

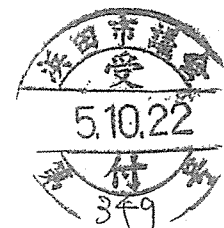
1 願意

現状の議員一人当たりの政務活動費10万円からの大幅な増額の検討を求めます。

2 理由

昨今、何かと話題になっている安芸高田市の議会中継を拝見していて、ふと我が浜田市議会のHPを見たところ、政務活動費があまりにも少ないことに驚き、これでは1票を投じた市民が納得できる充分な政治活動・議員活動は不可能であると考えます。また若い世代が立候補する妨げの一つにもなっていると考えます。中には政務活動費をほとんど使っておられない議員の方もいらっしゃいますが、これで浜田市民の為にまともな市議活動が行えていると言い切ることは出来ないのではないのでしょうか？この政務活動費の報告は我々市民が市議の方々の活動を知りうる数少ない指標のひとつです。浜田がよくなっていると言う実感も持てていなのが現状ではないのでしょうか。

参考までに安芸高田市（人口約27000人）の議員一人当たりの政務活動費は年額36万円となっております。島根県西部の中核都市である浜田においては人口比率から考えてもその倍の年額72万円程度は必要であると考えます。以上のことから本陳情の提出に至ります。



陳情番号	121
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

浜田市議会議長笹田卓様 2023年11月16日
下記内容を検討していただきたい。

浜田市日脚町 森谷公昭

●陳情への添付資料を傍聴者、HPで公開されないようになった。ぜひ元に戻して市民に分かるようにしてほしい。

(参考) 過去に行った対訳の実績等

■ 一般会計における行政財産の取崩等(第1期 公共施設等整備実施計画(21-2))の推移

年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
取崩額	502	494	479	467	457	421	421
取崩率	374,746	377,359	320,319	318,009	316,545	314,211	370,047
取崩率	10,200	1,279	2,444	325	2,423	53	697
取崩率	△16,177	△1,432	△1,973	△2,729	△2,581	△1,708	△4,536
取崩率	△418	752	△792	△2,347	411	△317	

※ そのほか、税関等・国債償還等による取崩増減
※ 平成23年度及び平成24年度は4月1日時点、その他の年度は10月1日時点の状況

削除を依頼された表 →

これは一部である

浜田市議会基本条例では、情報を市民に知らせるとの規定はどのようになっているのか知らないが、下記のような理解に有効な表さえ傍聴者に配られず、HPにアップもしない。

しかし、その表、資料は、提出したなら、公文書として、誰でも見ることができる。

矛盾しているように思うがどうなのでしょう？

そのことを知ってか、議会事務局では、本人の提出後に、資料を削除した陳情書を出しなおしてくれと依頼している。

議長になぜだと質問しても証拠に残らないように電話で回答し、「意向に沿うように考えている」と、回答したそうだが、議会事務局に聞くと、そのような動きはないとのことである。

「陳情書の中の表は黒塗りにする必要がある」と、ルールに照らして議員の皆さんが判断なさったのであればそうなさるのだと思います。ただし、表を黒塗り等になさる場合、①どのルールに照らしてそうなさるのか、②なぜ個人情報でもなく、誹謗中傷でもない、根拠も示してある、オープンにすることで誰も困らない情報を、わざわざ黒塗りにする必要があるのか、③陳情書の内容を確認しながら、傍聴や、議会の動画や会議録を見ることで委員会における議案審査を理解しようとする市民は、分かりやすく作った市の現状に関する情報を削られた状態で陳情書を見るため、市の現状や陳情書の内容を正確に理解できないという不利益がありますが、それに優先する利益とはどなたにとってのどのような利益なのか、①②③それぞれについて分かりやすく説明していただけないでしょうか。陳情者も一生懸命作った陳情書なので、黒塗り、削除になさる必要があるという判断であれば、その正確な理由くらいは説明していただきたいと思います。」というような内容の陳情者からのお願いがあったようですが、

議会事務局小寺さんからは

「先ほど、議長からさせていただいた電話のことについて、添付のファイルをご確認いただき、陳情書を改めてご提出いただければ幸いです。お取りいただきたい箇所に黄マーカーをつけておりますのでご確認ください。」というような依頼があったということです。

つまり全く受け入れてもらえなかった、ということです。

これでいいはずはないと思いますが、どうなのでしょう？

資料の公表の検討をしていただきたいと思います。



陳情番号	122
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

浜田市議会議長笹田卓様 2023年11月16日
下記内容を検討していただきたい。

浜田市日脚町 [REDACTED] 森谷公昭 [REDACTED]

陳情の提出について、HPには持参と書いてあるが、規定はない。

入札もネットで出来る世の中である。

公文書の開示請求もネットで出来る。

陳情もネットで出来るようにしてほしい。

夜間に守衛さんに渡すことの可否も答える能力がないのはいただけない。

市、県、国の税務申告も、夜間提出可である。

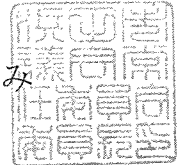


令和5年11月27日

総務文教委員長 芦谷英夫様
福祉環境委員長 三浦大紀様
議会運営委員長 柳楽真智子様

議会広報広聴委員会

委員長 村武まゆみ



ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について

ぎかいポストに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和5年12月13日(水)15時までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、はまだ議会だより Vol.72 (令和6年2月1日発行予定) に掲載予定です。

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

議会運営委員会

意見	対応経過及び結果
ケーブルテレビで議会を拝見していますが議員の中で、いねむりをしている方がいます。市議会は、小学生以下だと思えます。	

全議 K 第 11 号
令和 5 年 11 月 22 日

市議会議員 各位

全国市議会議員会
会長 ぼう やす なが
坊 恭 寿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）

平素より、全国市議会議員会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会はこれまで、厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、政府及び与党に対し要望活動を重ねて参りましたが、残念ながら今日に至るまで制度改正に結び付いていない状況にあります。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題であります。

今日、就業者の 9 割を会社員等の被用者が占めており、市議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されています。会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様な人材の市議会への参画を促す上でも重要な課題であります。

各市区議会におかれましては、これまでも厚生年金への加入実現をめざす意見書の採択にご尽力いただいているところでありますが、本年 10 月末現在で、市区議会における意見書の採択状況は 815 中 382 (46.9%) に止まり、都道府県議会及び町村議会においてはいずれも 7 割を超えているのに対し、半数にも満たない状況にあります。

公的年金制度は長期的な制度であることから、社会・経済の変化を踏まえ、5 年ごとに財政検証が行われております。前回の財政検証は令和元年に実施されましたので、来年（令和 6 年）に次回の財政検証が実施され、その後の年金制度改革に繋がっていくこととなります。国の社会保障審議会年金部会においては、次期制度改正に向けた主な検討事項の一つとして「被用者保険の適用拡大（勤労者皆保険）」が挙げられており、今後の議論において、勤労者皆保険の実現及び働き方に中立的な社会保障制度の構築の観点から、短時間労働者への更なる適用拡大やフリーランス・ギグワーカーの取扱いも取り上げられると見込まれます。

厚生年金への地方議会議員の加入についても、被用者保険の適用拡大をはじめ、このような年金制度全般の見直しが行われるタイミングに併せて要望活動を行うことが効果的であり、実効性の高い要望活動を行うためにも、より多くの市区議会において意見書を採択していただくことが不可欠であると考えます。

については、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市区議会におかれましては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、その趣旨を改めてご理解いただき、なるべく早期に意見書可決のうえ、国会や関係行政庁にご提出いただきますよう、何卒お願い申し上げます。なお、諸般の事情により、意見書の採択が困難な市区議会におかれましては、決議の採択についてご検討下さるようお願いいたします（意見書及び決議の案文は添付資料参照）。

現在、本会において、厚生年金への地方議会議員の加入に関する関係資料を作成中であり、12月上旬を目途に送付いたしたいと存じます。

添付資料：

- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況（市区議会）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況（都道府県議会）
- ・地方議会議員の年金制度に関する意見書の採択状況（町村議会）

【問合せ先】

全国市議会議長会

千葉・太田

TEL 03-3262-2302

nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿

内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

財務大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

〇〇市(区)議会

市区議会 (382/815) 46.9%

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

令和5年10月31日現在

部会名	都道府県名	全市区数	可決市区数	可決市区名
北海道 (32/35)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (39/77)	青森県	10	10	弘前、青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	2	一関、奥州
	宮城県	14	8	石巻、塩竈、気仙沼、角田、多賀城、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	3	由利本荘、大仙、仙北
	山形県	13	10	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、尾花沢、南陽
北信越 (39/69)	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
	新潟県	20	9	長岡、上越、三条、柏崎、十日町、村上、妙高、阿賀野、魚沼
	富山県	10	1	黒部
	石川県	11	11	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、かほく、能美、野々市
	福井県	9	5	福井、越前、大野、勝山、あわら
関東 (71/216)	長野県	19	13	長野、松本、諏訪、須坂、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、飯山、茅野、塩尻、佐久、千曲
	東京都	49	8	八王子、府中、調布、町田、狛江、北、荒川、葛飾
	神奈川県	19	4	横浜、川崎、相模原、南足柄
	山梨県	13	5	韮崎、北杜、上野原、山梨、甲州
	茨城県	32	22	水戸、土浦、古河、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	10	宇都宮、足利、栃木、鹿沼、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	1	館林
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
千葉県	37	7	千葉、松戸、市原、鴨川、南房総、山武、いすみ	
東海 (35/96)	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	16	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、安城、西尾、江南、稲沢、東海、知立、愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	6	四日市、桑名、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
	岐阜県	21	11	大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、各務原、山県、瑞穂、本巣、海津
近畿 (26/111)	大阪府	33	3	吹田、河内長野、門真
	京都府	15	7	福知山、舞鶴、綾部、宮津、亀岡、八幡、南丹
	滋賀県	13	1	湖南
	兵庫県	29	6	神戸、相生、豊岡、たつの、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
中国 (33/54)	和歌山県	9	2	和歌山、有田
	鳥取県	4	3	鳥取、米子、境港
	島根県	8	4	松江、出雲、安来、雲南
	岡山県	15	9	岡山、津山、笠岡、井原、新見、備前、真庭、美作、浅口
	広島県	14	9	尾道、呉、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
四国 (25/38)	山口県	13	8	下関、宇部、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
	徳島県	8	3	徳島、吉野川、阿波
	香川県	8	7	高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
九州 (82/119)	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
	福岡県	29	11	北九州、久留米、飯塚、嘉麻、行橋、中間、糸島、古賀、うきは、宮若、那珂川※
	佐賀県	10	7	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	10	長崎、佐世保、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、西海、雲仙、南島原
	熊本県	14	13	八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	14	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、津久見、竹田、豊後高田、杵築、宇佐、豊後大野、由布、国東
	宮崎県	9	4	宮崎、日向、串間、えびの
鹿児島県	19	14	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志	
沖縄県	11	9	那覇、石垣、宜野湾、名護、糸満、豊見城、うるま、宮古島、南城	
合計		815	382	

※福岡県那珂川市については、平成28年12月に那珂川町議会として意見書を可決したものと見做す。